

### 特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成26年12月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成26年12月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人平丸スゲ細工保存会
- 3 代表者の氏名  
柴野 美佐代
- 4 主たる事務所の所在地  
妙高市白山町2丁目18-14
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、妙高市平丸地区に伝わるスゲ細工（干支等）の保存伝承やスゲ細工製作者数の拡大に関する事業を行い、地域の活性化や産業振興に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) まちづくりの推進を図る活動
  - (2) 農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動
  - (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動